

## 議案第159号

## 福岡市市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

平成27年3月31日地方税法等の一部が改正され、同年4月1日から施行されること等に伴い、用途が変更された宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置を延長するとともに、平成27年度以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車等に係る軽自動車税の税率の適用の開始を1年間延期する等の必要があったので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡市市税条例等の一部を改正する条例を平成27年3月31日次のように専決処分した。

## 福岡市市税条例等の一部を改正する条例

## (福岡市市税条例の一部改正)

第1条 福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第33条第5項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第34条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第39条及び第41条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第17条中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に改める。

附則第27条第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

## (福岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 福岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年福岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号中「第60条の改正規定」を「第60条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に、「第10項」を「第11項」に改め、同項第4号中「及び第34条の2第1項の改正規定、附則」を「第34条の2第1項及び第60条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分に限る。）」、同

号イ及び同条第3号の改正規定並びに附則」に、「附則第8項及び第9項」を「及び附則第8項から第10項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に改める。

附則第7項中「第60条」を「第60条第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分を除く。）」に改める。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項の表新条例附則第32条の表以外の部分の項及び新条例附則第32条の表の項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 新条例第60条第1号、第2号ア（2輪のもの（側車付のものを含む。）に係る部分に限る。）、同号イ及び同条第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例中第2条の規定は公布の日から、第1条の規定は平成27年4月1日から施行する。

上記について地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成27年6月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎